

# 広島県教育委員会会議録

令和3年4月21日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年4月21日（水） 13：00開会  
15：38閉会

## 1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

## 2 欠席委員

なし

## 3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの革新推進部長	富	永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保
参	重	森	栄	理
理	榊	原	恒	雄
総務課長	江	原		透
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
文化財課長	白	井	比	佐雄
学校経営戦略推進課長	杉	本	真	一
学校教育情報化推進課長	沖	本	勝	豊
義務教育指導課長	矢	原	豊	祥
高校教育指導課長	竹	志	幸	洋
豊かな心と身体育成課長	豊	田	由	之
特別支援教育課長	玉	木	昌	裕

## 教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第4号議案	広島県立高等学校学則等の一部改正について	1
日程第3	第5号議案	令和4年度に使用する教科用図書採択基本方針について	2
日程第4	第6号議案	令和4年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について	4
日程第5	報告・協議1	全県立学校における一人1台コンピュータ導入に係る取組について	6
日程第6	報告・協議2	高校生等の就職をめぐる状況について	11
日程第7	報告・協議3	特別支援学校における技能検定の実施状況等について	13
日程第8	第1号議案	知事の専決処分に対する意見について	15
日程第9	第2号議案	銃砲刀剣類登録審査委員の任命について	15
日程第10	第3号議案	広島県無形文化財の指定解除について	15
日程第11	報告・協議4	広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書について	15

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますので、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は議会提案前の内部検討を行うものであり、第2号議案は委員の選考に関する案件、第3号議案及び報告・協議4は個人情報を含む案件であるため、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の知事の専決処分に対する意見について、第2号議案の銃砲刀剣類登録審査委員の任命について、第3号議案の広島県無形文化財の指定解除について、報告・協議4の広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び報告・協議4は、公開しないで審議することといたします。

#### 第4号議案 広島県立高等学校学則等の一部改正について

平川教育長： それでは、第4号議案、広島県立高等学校学則等の一部改正について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは、第4号議案によりまして、広島県立高等学校学則等の一部改正につきまして御説明いたします。本議案は学校経営戦略推進課、高校教育指導課、特別支援教育課にまたがる内容となりますけれども、代表して私の方から御説明いたします。

まず、提案の要旨でございます。広島叡智学園高等学校の入学定員の策定、また、広島県立高等学校入学者選抜及び広島県立特別支援学校高等部入学者選抜におけるインターネット出願の導入に伴いまして、広島県立高等学校学則及び広島県教育委員会告示の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、2の枠の中にお示しをしておりますけれども、まず、広島県立高等学校学則の一部改正についてでございます。令和4年度から新たに広島叡智学園高等学校におきまして入学者を受け入れることに伴いまして、その点について、広島県立高等学校学則内に定めるよう、第2条第3項の改正を行うものでございます。

県立高等学校の入学定員の策定につきましては、毎年度、9月の教育委員会会議にお諮りをしているところでございます。広島叡智学園高等学校につきましては、広島叡智学園中学校・高等学校の設置に係る基本構想策定時におきまして、高等学校における収容定員を1学年60人、3学年合計180人とお示ししているところでございまして、外国人等生徒を対象とした入学者選抜に係る実施要項を毎年度5月に公表するため、他の県立高等学校より早期に入学定員を設定しておく必要があること、それから、他の県立高等学校とは異なり、広島叡智学園中学校からの内部進学者以外は外国人等の生徒の入学者となることから、例年の入学定員の設定に係り、地元中学3年生在籍者数等の状況を考慮する必要がないということから、今回、第2条第3項に広島叡智学園高等学校の

入学定員に係る規定を追加するものでございます。

60人の内訳につきましては、これまで学校案内等で御説明をしておりますとおり、中学校からの内部進学者を40人、高等学校から入学する外国人生徒等を20人としてございます。

次に、その下の枠ですけれども、広島県立高等学校入学者選抜及び広島県立特別支援学校高等部入学者選抜においてインターネット出願を導入することに伴いまして、第35条第2項を削除するよう改正をするものでございます。

インターネット出願につきましては、今年度に試行導入、来年度に全校導入することとしておりますけれども、志願者は入学者選抜料をコンビニ決済やクレジットカード決済等の方法で納付をすることとしております。このことに伴いまして、入学者選抜料の納付方法を納付書のみ指定する規定を削除するというものでございます。

広島県立高等学校学則に係る改正は以上でございます。

続きまして、広島県教育委員会告示の一部改正について御説明をいたします。資料2ページをお開きいただければと思います。

インターネット出願におきましては、志願者は従来の紙の願書等の提出に代えまして、インターネット上で自己の情報等を入力することで手続きを行うこととしております。これに伴いまして、広島県教育委員会告示第2号、広島県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法に行わせ、又は行うことができる手続等の中に出願に係る規定を追加するものでございます。具体的な追加の内容につきましては、新旧対照表の上の線を引いている部分のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： インターネットを経由して出願を受け付けるということと、それから、それに伴って入学者選抜料の納入をアナログ、お金と用紙を銀行とかに行って預けるというものを全部ネット上ですするという理解でいいのか、まず教えていただけますか。

竹志高校教育指導課長： そのとおりでございます。インターネットを通じて子供たちが出願の手続きを行い、その後、クレジットカードやコンビニ等で納付するという形になっております。

志々田委員： 広島叡智学園は入試の時に先行してやっていると思うのですが、その際にうまく納入ができなかったなどの何か混乱があったりということはこれまでなかったのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 中学校については先行的にやっておりますけれども、特段大きなトラブルがあったという報告はありませんので、今の形でもやっていけるのではないかと考えてございます。

志々田委員： 最初はすごく大丈夫かなと思ったのですが、時代が変わったということをととてもよく感じますし、子供たちもこれを機にキャッシュレス化になじんでいけばいいのかなと思いました。それでも情報がきちんと入っていない家庭や状況の方もいらっしゃると思うので、手厚いサポートをしていただければと思います。以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

#### 第5号議案 令和4年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

平川教育長： 続きまして、第5号議案、令和4年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、矢原義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

矢原義務教育指導課長： それでは、令和4年度に使用する教科用図書の採択基本方針について提案いたします。

この教科用図書の採択基本方針については、4月19日に行われた第1回教科用図書選定審議会から答申を受け、提案するものであり、「1 提案の要旨」に示しておりますように、教科用図書の適正な採択を行うためのものとさせていただきます。

(1)、(2)とありますように、県立学校用と県立でない義務教育諸学校用の採択基本方針を別々に定めます。この採択基本方針は、採択権者である市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対しまして、適切な指導、助言又は援助を行うためのものでもございます。

なお、参考資料として、7ページに教科用図書の採択について、8ページに教科用図書の検定・採択の周期及び基本的な採択の仕組み、9ページに学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書について、そして10ページに令和3年度教科用図書採択日程を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

それでは、初めに、令和4年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について説明いたします。

1ページの別紙1を御覧ください。「1 採択基本方針」についてです。

(1)採択の基本については、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。

(2)適正かつ公正な採択の確保につきましては、国の通知を受け、ア、教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期すこと、イ、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することが無いようにすることとしております。

(3)開かれた採択の推進につきましては、採択結果及び採択理由について、これまでどおり採択後、遅滞なく公表することとしております。また、教科用図書の研究のための資料や教育委員会会議の議事録についても公表に努めることとしております。その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表についても検討することとしております。

次に、「2 選定上の留意事項」についてです。留意事項は3点です。

1点目、(1)において、各学校が教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考にした調査研究に基づいて選定することとしております。

2点目、(2)において、いわゆる一般図書について、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定することとしております。

3点目、(3)において、特別支援学校の小・中学部で使用するもののうち、いわゆる一般図書については、この後御説明いたします令和4年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針についての2(3)学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書についての関係部分に準じて行うこととしております。

続きまして、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について御説明いたします。2ページの別紙2を御覧ください。別紙2は、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。

1(1)採択の基本では、県立学校の基本方針と同様に、教育基本法や学校教育法で明示された教育の理念や目標に則った採択をすることとしております。さらに、採択権者においては、中学校用教科用図書については(ア)から(オ)、いわゆる一般図書については(ア)から(エ)の採択の観点に基づき、県教育委員会が作成する選定資料を活用して十分な調査研究を行うよう求めています。

ただし、中学校用教科用図書については、今年度、全ての教科について調査研究を行うということではございません。社会(歴史的分野)におきまして、令和元年度に不合格とされた発行者が、教科用図書検定規則に基づき、翌年度に再申請を行い、検定審査に合格しました。このことにより、新たに発行されることになった教科書がございますので、その教科書について調査研究を行い、選定資料を作成いたします。

(2)適正かつ公正な採択の確保、また、(3)開かれた採択の推進については、県立学校の基本方針と同様に、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすることや、採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表することなどとしております。

次に、2、方法、組織及び手続を御覧ください。採択権者が適切な採択を行うための方法等についてでございます。

小学校は令和元年度、中学校は令和2年度に採択替えを行っており、原則4年間、同

じ教科書を採択することとなっております。したがって、令和3年度においては、原則令和2年度と同一の教科書を採択することとなります。

しかしながら、先ほど御説明したとおり、社会（歴史的分野）においては新たに発行される教科書があることから、（2）中学校用教科用図書についてのイにございますように、社会（歴史的分野）については採択替えを行うことも可能であるとなっております。また、ウには、社会（歴史的分野）について、採択替えを行うか否かは採択権者の判断によるべきものであることを示しています。

（3）学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択につきましては、イにありますように、各学校で教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出することとしております。

ここで御審議いただきました基本方針は、この後、それぞれの機関に通知し、これを受けて各機関では本格的な採択事務が始まることとなります。

選定審議会は、先日行いました第1回を含め計3回開催し、教育委員会会議では、進捗状況や結果の報告など、随時行ってまいります。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いたします。

志々田委員： このケースを私はあまり聞いたことがなかったのですが、要するに、去年、教科書検定で通らなかった発行者が改変をして、新しく検定を通ったものがある。それを広島県はというか、去年決めて、ここから4年使う予定だったけれども、新しいものが付け加わった場合には、去年決めたものを4年間使い続けるということだけではなくて、新しくできたものに替えなければいけないというか、そこを検討しなければならないということになっているのでしょうか。

矢原義務教育指導課長： そうです。教科書検定審査で不合格となった翌年度に再申請を行い合格した教科書について、採択権者の判断により採択替えを行うことができるようになったのは、平成28年6月に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部が改正されたことによるものでありまして、今回、初めての事例でございます。

志々田委員： ありがとうございます。勉強になりました。知らなかったです。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

（ な し ）

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

## 第6号議案 令和4年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学選抜の基本方針に

### ついて

平川教育長： 続きまして、第6号議案、令和4年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学選抜の基本方針について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、第6号議案、令和4年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学選抜の基本方針について御説明いたします。

初めに、令和4年度広島県立高等学校入学選抜の基本方針につきましては、1ページから4ページにありますとおり、推薦入試である選抜（Ⅰ）、一般入試である選抜（Ⅱ）及び二次募集である選抜（Ⅲ）により実施するものでございます。

昨年度から変更している点につきましては、5ページの新旧対照表のとおり、新学習指導要領の全面実施に伴い、一般学力検査問題を平成29年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とすることに改定をしております。

次に、6ページから9ページにあります令和4年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

昨年度から変更している点につきましては、10ページから11ページの新旧対照表のとおり、第1、併設型中学校、1及び2の調査書におきまして、昨年度から小学校5年生及び6年生で外国語が教科化され、数値により評価が行われることに係り、所要の改定を行っているところでございます。

また、11ページから12ページの第2、併設型高等学校につきましては、併設型中学校からの進学が始まることから、三次高等学校と広島叡智学園高等学校の内容を改定しております。三次高等学校につきましては、広島高等学校と同様に実施することとしております。続いて、広島叡智学園高等学校につきましては、12ページの2、(1)海外等連携協定に基づく入学者選抜では、推薦書及び志願理由書、成績証明書、英語に関する語学力の証明書、数学及び理科に関するレポート並びに面接の結果を総合的に判断して合格者を決定いたします。続いて、(2)外国人等生徒を対象とした入学者選抜では、第一次選抜で書類審査を行い、第二次選抜において、第一次選抜における通過者を対象に、面接及び口頭試問の結果等を総合的に判断して合格者を決定いたします。

なお、資料の18ページから20ページに、令和4年度の選抜日程を参考として添付しております。基本的には、令和3年度の日程を踏襲しつつ、土曜日、日曜日や祝日を考慮して設定しているものでございます。

続いて、18ページを御覧ください。広島叡智学園高等学校の入学者選抜は、海外等連携協定に基づく入学者選抜、外国人等生徒を対象とした入学者選抜ともに10月に実施いたします。

続いて、20ページを御覧ください。広島叡智学園中学校の第二次選抜につきましては、従来の日程の2泊3日としておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、昨年度と同様、日程を再検討することもあるものとしております。

続いて、14ページにお戻りください。令和4年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

17ページの新旧対照表のとおり、新学習指導要領の実施に伴い、観点別学習状況評価が改善されたことから、普通科職業コースの面接に係る評価の観点を新しい観点到合合わせる形で変更しております。

なお、資料の21ページに令和4年度広島県立特別支援学校高等部の選抜日程を参考として添付しております。これについては、高等学校の選抜日程と同様に設定しているところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 今御説明いただきました内容によれば、県立高等学校の基本方針というのは基本的には変わらないということだと思っておりますが、コロナの影響というのが気になります。この春も入試はあったわけですが、それを踏まえて、これから先どうなるかはまだ分からないところもあると思っておりますが、基本方針としては変えなくてもいいだろうと、そういう判断という理解でよろしいのですか。

竹志高校教育指導課長： 昨年度もコロナの影響で、特に年度初め、約2か月近く休業したという状態がありました。その中でも、各中学校の努力もあったと思うのですが、授業時間を確保して、子供たちの力を付けるという取組を行っていただきましたので、そういう時間を割きながらも、この度、試験を無事終えることができました。

なお、試験結果につきましては、今、整理・分析をしているところであります。それと同時に、もちろん学力もそうですけれども、様々な力を付けるという観点から、授業時間の確保ということで、いろいろな負担があれば、そのことも配慮しないといけないなと思っておりますので、関係機関とも連携を取りながら、今後、入試の方向についてはまた検討して、基本的にはこの方針で進めていけるのではないかと考えております。

菅田委員： 質問なのですが、7ページの第2の(1)ウで、広島高等学校、三次高等学校の選抜の実施教科が国語、数学、外国語で、理科、社会をしないのは何故でしょうか。

榊原理事： 広島高等学校ですが、当初、国語、数学、外国語と、それに加えて小論文、適性検査というのを実施しておりました。なお、適性検査につきましては、理科的要素、社会的要素を用いておりましたので、そういうことならば、是非ともそれを中学校から送られてくる内申の方で評価しようということで、調査書の理科と社会を2倍にして評価して、実施しているところでございます。



菅田委員： 分かりました。あと、特別支援学校の高等部について、17ページ第1の1（エ）の評価で、令和4年度から変わっているのは、理解力に対して思考力、意欲、態度に対して主体的に学習に取り組む態度というふうに変わっているのですけれども、これは具体的にはどういうことを見ようとしているのか、それでどうしてこういうふうに変える必要があるのかということをお聞きしたのですけれども。

玉木特別支援教育課長： 文言については、この度の学習指導要領の改訂に伴ってもそうですし、こういった評価の文言・観点自体が変わっておりますので、それに準じてこの度の改定ということにさせていただきました。

中村委員： 広島叡智学園高等学校の方針ということなのですが、正にコロナの影響がこれも心配されるのですが、これにつきましても、この内容とスケジュールでやれそうという読みでよろしいですか。

竹志高校教育指導課長： 昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、2泊3日の共同生活ができなかったという状況があります。実施時期が冬になりますので、感染状況がどうなるかというようなこともありますけれども、コロナとの付き合い方、対応の仕方ということも大分分かってきました。今年については、いろいろな工夫をしながら、やはり広島叡智学園中学校にふさわしい子供をしっかりと検査できる運用をということで、2泊3日ですっきり選抜ができるよう進めていきたいと思っております。

中村委員： 高校の方はどうでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 高校の方につきましても、同じくコロナの影響というのは非常に心配しているところです。しかし、ここも高等学校の目的にある多様な生徒と協働しながら新しいものを作っていくというミッションがあります。それに適うように、基本的には外国籍の生徒を集めたいと思っておりますけれども、いろいろな形で、それと同等の資格を持っている子供たちを国内外問わず集めるよう、今、動いているところでございます。

榑原理事： 18ページを御覧ください。実は広島叡智学園高等学校については2回やるようにしておりますので、今おっしゃるようコロナのこともございまして、最初の海外等連携協定に基づく入学者につきましても、面接が10月9日と10日とございます。そしてそのことも考慮して、次の外国人等の生徒につきましても、それも受けられるということも前提に、2週間の猶予を設けまして、10月24日、25日と設定しているところです。

中村委員： 感染状況等が分からないところもあるので、いろいろな状況を想定して、適切な選抜ができるように御準備いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

菅田委員： 広島叡智学園の2泊3日の宿泊を伴う検査について過去の問題等もあって、やはりなるべく実施の方向でやった方がよろしいのではないかなと思います。ただ、集団で2泊3日ということなので、例えば簡易抗原検査を受けてもらって2泊3日の検査に参加してもらおう。それで万が一陽性者の場合は、また違う方法で、集団生活に適しているかどうかというのを見るというようなことを是非検討していただきたいです。よろしく申し上げます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

#### 報告・協議1 全県立学校における一人1台コンピュータ導入に係る取組について

平川教育長： 続きまして、報告・協議1、全県立学校における一人1台コンピュータ導入に係る取組について、沖本学校教育情報化推進課長、説明をお願いいたします。

沖本学校教育情報化推進課長： それでは、報告・協議1によりまして、全県立学校における一人1台コンピュータ導

入に係る取組について御説明申し上げます。

1を御覧ください。昨年度より一部の県立学校において、新入学生から生徒一人1台のコンピュータ導入を開始しておりますが、今年度からは全県立学校において導入することとしております。

次に、2を御覧ください。生徒一人1台コンピュータの導入に関しまして、昨年度は指導主事等による367回の学校訪問、また、推進担当教員を対象とした計4回の全体研修を行うなど、学校への支援を実施してまいりました。こうした取組により、学校におけるデジタル機器の活用が広まってきているところでございますが、引き続きさらなる活用推進を図っていく必要があると考えております。このため、今年度におきましても、新規導入校に重点を置きつつ、導入2年目の学校も含め、全ての学校を継続して支援してまいりたいと考えております。

3を御覧ください。今年度の取組について御説明申し上げます。引き続き、指導主事等が学校を訪問し、教育活動におけるデジタル活用についての情報共有や指導、助言を行うほか、各学校の要望に応じて体験型の研修を実施してまいりたいと考えております。また、8月及び11月には、各学校の推進担当教員を対象とした全体研修を実施いたします。これにより、校内推進体制の充実や校内研修の充実など、各学校におけるデジタルを活用した教育活動の推進を一層図ってまいりたいと考えております。さらに、外部専門業者のICT支援員が学校巡回訪問を行うなど、学校支援体制の強化を図ってまいります。

なお、デジタル活用に関する環境整備につきましては、昨年度来、ネットワーク整備工事を順次開始しているところでございますが、8月末を目途に全ての県立学校において整備が完了する予定となっております。

次に、4を御覧ください。市町立学校の導入支援の取組でございます。昨年度は市町教育委員会と協力し、指導主事対象の研修や各地区校長会での研修など、要望に応じた研修を行ってまいりました。引き続き市町教育委員会と協力をし、県内の公立小・中学校におけるデジタル機器活用のさらなる推進に向けて支援を行ってまいります。

最後に、裏面を御覧ください。高等学校新入学生の導入機種、学校数などについてまとめております。後ほど御確認をいただければと思います。

当方からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しましても、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

近藤委員： 2の学校支援の取組のところなのですが、技術的な支援で、4月と5月が支援員の訪問等による支援、8月から3月がコールセンターの設置ということなのですが、先ほど支援員については外部委託とお聞きしたかと思うのですが、コールセンターというのも外部のICTの専門家のような業者の方で設置いただくような形になるのかということが1点と、4月、5月と8月までの間の支援体制というのはどうなっているのかという2点について教えてください。

沖本学校教育情報化推進課長： 支援員の訪問等による支援ですが、これは、年度当初ということもあり、本来は年間を通じてという形を考えておりましたが、昨年度コロナの影響で、支援員が学校を訪問するということがなかなか難しい状況もございましたので、支援員の訪問等による支援は4月、5月という形で終えたということでございます。

支援員につきましては、外部のIT関係の企業などに委託する形にしております。

コールセンターについても同様に、外部の専門業者に委託しております。

6月、7月と間があるというお話もございましたけれども、この期間につきましては、もちろん当方の学校教育情報化推進課、教育委員会の方で必要な訪問指導等を、昨年度、指導主事もおりましたし、電話での相談ももちろんですけれども、そういった対応を行ってきたところでございます。

近藤委員： すみません、先ほどの令和2年度の取組結果で、今年度同じ形ですするというわけではないのですか。今年度は並行してやるということになるのですか。コールセンターの設置をしつつ、支援員の方も順次巡回ということになるのですか。

沖本学校教育情報化推進課長： 支援員につきましては、今年度、通年を通してやってまいりたいと考えております。訪問回数についても、2週間に一度は各学校に回れるようなペースで、今考えているところでございます。コールセンターについても引き続き設置をして、学校の相談を承りたいと考えております。

菅田委員： 世界的な半導体不足、それから巣籠もり需要で端末がなかなか手に入らないところを確保していただいて、本当にありがとうございます。

それで少し質問なのですが、2ページの参考のところ、OSがWindowsとかChromebookとか、特別支援学校はほぼiPad, iOSの方でということなのですが、ほかのところ、WindowsとかChromebookとか、OSが変わっているのは問題ないのかどうか。それから、OSを選ぶのは学校単位だったのですか。

沖本学校教育情報推進課長： OSにつきましては、各学校でそれまでの取組も踏まえつつ判断をいただいたところでございます。OSごとにいろいろ長所、短所がありますので、それぞれの学校が求める教育内容に応じてOSは決められたと考えております。

なお、学習用クラウドサービス、例えばGoogle Workspaceなど、そういったものにつきましては、どのOSであっても同様に活用ができますので、そういった学習用クラウドサービスの活用を各学校には促して、お願いをしているところでございます。

菅田委員： 教員の転勤のときにスムーズな移行ができるように、最新のOSでないと動かないソフト等、OSが変わるといろいろ問題が生じる場合もあるので、その辺りのバージョン管理の方も今後よろしくお願ひします。

中村委員： 新規導入校においては、ここにも書いてありますように技術的な支援も必要だろうと思いますが、既に入っている学校も含めて、使い方がやはり大事だと思います。去年のような本当にリモートでやらなくてはいけなくなるようなときには正にこれは威力を發揮すると思うのですが、通常の登校をしてもらって授業ができるときにこのコンピュータをどう活用するかということですね。ここにも書いてありますけれども、そのソフトというか、使い方の指導などが共有されないと、一部の得意な教員だけが使って、不得手の教員はなかなか使えないということになると思いますので、その辺りは考えていただいているのだと思うのですが、どういう状況なのでしょう。

沖本学校教育情報推進課長： 資料でございますとおり、指導主事の訪問で授業を見据えた活用の研修を行っていたり、年明けぐらいからは、今年度、新規導入校に対しましてもそういった研修を行い、この4月も、私も含めてですが、毎日数校を伺って、学校の状況を伺ったり、研修も併せて行わせていただいたりということで、まずはなるべく機器に慣れていただくということが大事だと思っております。もちろん苦手感を持っておられる先生もいるということは認識しておりますので、丁寧にその研修等を行ってまいりたいと考えております。

中村委員： ちなみに教員はもう既に一人1台配付されているのですよね。

沖本学校教育情報推進課長： 校務用のパソコンと授業用のパソコンがございまして、校務用につきましては、一人1台整備されております。授業用につきましては、端末については学級数に応じた配付ということで、現時点で教員一人につき1台整備できている状況ではございません。

中村委員： ということは、自分のパソコンを教室で授業に使うということは、そのままはできない。つまり何かデータだけを授業用のパソコンに移して使う、そういうようなことになるということですか。

沖本学校教育情報推進課長： 教材等を校務用のパソコンで作成していただいて、実際に授業のときには、少なくとも学級数分はもちろん、プラスアルファも配置しておりますので、授業用の端末を持っていただいて、授業で活用いただくということを想定してございます。

中村委員： 先ほどの菅田委員にも少し絡むのですが、校務用のパソコンというのは転勤すれば持って移るのですか。それともその学校へ行った先でまた割り当てられるものなのでしょう。

沖本学校教育情報推進課長： パソコン自体は持っていくものではなく、それぞれの学校に置いた状態で、転勤先でまた新しくその学校に置いてあるパソコンを使うという形でございます。

平川教育長： Cloudでやっていますよね。

中村委員： Cloudですね。OSが違うというのが少し心配になるというだけで。

平川教育長： Cloudは同じなので。

中村委員： なるほど。分かりました。

細川委員： 1ページの「2 令和2年度取組及び学校の状況」の(2)に、令和2年度の状況として「一部の教員の活用にとどまっている学校もあり、継続した支援が必要である。」と書かれているのですが、「3 令和3年度取組」の二つ目に、推進担当教員対象の研修とあるのですが、一体どんな内容の研修をされるのだろうかというのが非常に気になっております。是非、教育委員には実際に見せていただくとか、何か資料を提示していただけたらと思います。というのも、今日の日経新聞にも出ておりましたが、大阪市立小・中がああいった状況になりまして、オンライン授業を行う準備を始めると。本県もどこまでまた悪化するかわかりません。最悪の事態を想定すると、やはり本県もそういう状況になるかもしれません。そういうときに、本当に本県で学ぶ子供たちが、コン

ピュータ導入をしていただけたけれども、先生を含めて授業を進めていけるのだろうかというのを実際見ておきたいところもあるのですが、進捗状況はどのようなものか教えていただければと思います。

沖本学校教育情報化推進課長： 35校の進捗状況を含めてということで、学習の形態としては、家庭学習の場面、あと個別学習の場面、協働学習の場面というような、大きくそういう形で分けられるかもしれませんが。そうした中では、家庭学習用に宿題を配信するであるとか、あと個別学習といったところで、小テストの実施でございますとか、それを自動集計するとか、そういったことにつきましては、多くの教員が実践できているというような状況でございます。ただ、共同学習、例えば生徒同士がいろいろ意見を出してプレゼンテーション資料を作成するであるとか、そういった授業での活用というところまではまだ至っていない学校もあるというところがございます。そういったところも含めて、様々な場面で有効活用できるように、我々も研修等を行ってまいりたいと考えております。

また、推進担当教員研修でございますが、例えばエリアごとに大きく推進担当教員をグループ分けして、各校の取組事例を紹介するであるとか、どの先生かに模擬授業的に実践をしてもらって、それに対する意見交換をするであるとか、そういったことを現時点では考えているところがございますが、また改めまして、その辺りの内容につきましては、御報告申し上げたらと考えております。

細川委員： その対象になれる教員の研修については、教員の理解度や習熟度が違うのではないかなという感じがします。それを1グループでやられると、もうその程度のことは分かっているよというような方も出てくるのではないかなという気がするのですが、その辺りのところはどのようなふうに使われていますか。

沖本学校教育情報化推進課長： 推進担当教員と申しますのは、県立学校、各1名、いわゆるデジタルスキルが高い先生に対応していただいているところがございます。ですから既に一定レベル以上で、ここで様々な推進担当教員の研修を行って、意見交換をしていただいて、それを学校に持ち帰って、推進担当教員、管理職が中心となって、校内研修なども行っていただきたいということを考えております。

平川教育長： 今年度から、昨年度まで学校教育情報化推進課でやっていたソフトの業務を、それぞれ義務教育指導課、高校教育指導課、それから特別支援教育課に分けさせていただいておりますので、今年度どのような形で実際授業に生かしていくのか各課長から説明をお願いします。

竹志高校教育指導課長： まず、先生方がデジタル技術を有効に活用して、子供たちの資質、能力を高めるということでありまして、コロナの影響はあるものの、やはり良い授業を作るため、指導主事が集まって、私たちが言う主体的な学びということで、自ら子供たちが課題を設定し、それを解決し、解決したものをきちっとプレゼンしていく中で新しい課題を見つけるといったスパイラルがあるのですけれども、その流れの中で単元を通じてどうパソコンを使ったらいかということのモデルを現在作っております。そういったモデルを基に、学校訪問を年3回することにしておりますけれども、校長先生をはじめ、様々な授業者にそういったものを提示しながら、デジタルを有効に使うことで、子供たちの力を高めていける、私たちの目指している主体的な学びがどう実現できるのかということをしかりと伝えていこうと思っております。最終的には総合的な探究の時間というところで、教師のファシリテート力とデジタル技術、これを活用して子供たちが高いレベルでの力を付けていくことを目指しておりますので、こちらが描いたものを学校へしかり伝えていき、いい授業づくりを進めていければと思っております。

それに関して、先ほどありましたデジタル技術のところですけども、先生方が今のレベルか、次、何を目標にしたらいいかというようなルーブリックのようなものを今作って、設定しているというところがございます。

玉木特別支援教育課長： 特別支援学校におきましては、小・中学部は既に一人1台のコンピュータ整備が完了しております。障害種に応じてそれらをどう活用していくかということになるかと思えます。視覚障害では、例えば点字で表示する点字ディスプレイであるとか、音声読み上げ機能により音声を点字や音声で理解できるものであるとか、聴覚障害分野ですと、音声を文字に変換するアプリケーションを利用するといったようなことがあります。つまり、障害の状態に応じてそれに適したアプリケーションを導入いたしまして、それで個別の学習あるいは共同学習を進めていくということを考えております。

また、既にコロナ禍において、学年が集まらない状況のときなどは、例えば学級ごとがオンラインでつながって、皆学校に来てはいるのですけれども、その場でオンライン

を通して学年会をするのであるとか、そういった活動もできると考えております。

矢原義務教育指導課長： 義務教育諸学校において、市町教育委員会としっかり協力しながら、全ての学校のあらゆる教科の授業で効果的な活用ができるように考えております。とりわけ小学校の外国語科、外国語活動等においては、効果的に活用できるのではないかと考えておりますので、研究、研修していきたいと考えています。

重森 参与： 義務教育の学校においては2点です。一つ目は、技術的な指導として、情報化推進担当がいますので、そちらが市町のオーダーに応じまして、呼ばれたらそこに行って指導しますということをやっております。

二つ目は、今、課長が言いましたように、教科においてどのように活用するかということについて指導していくということで、英語のことを今言いましたけれども、中学校ですと各市町にICTを使って活用できる担当者を一人置きまして、そこに年間を通した研修を打つということ、一人1台端末をいかに活用するかというのを具体的にはやろうということをしているところです。

志々田委員： 少しずつ楽しく先生たちも学んでいただかなくてはいけないし、そのためにはやはり魅力的なコンテンツ、教材というものが必要なのだなということをつくづく思いながら課長たちのお話を聞かせていただいて、とても頼もしく思ったところです。

全然別の話で恐縮なのですが、ICTをどう使っていくのかという、慣れてもらわないとどうにもならないところがあって、例えば私たちの会議、今、資料を紙で頂いていますけれども、私が勤めているところはもうペーパーレスで、紙が配られることというのはもうない状況です。実は私もアナログなので、PDFでこんな資料をもらっても、読んでも入らなくて、自分でコピーして紙に落としてという作業をもう何年も繰り返しています。そろそろPDFに頭を切り替えられないとな、ということをも自分自身の課題としても思っているのですけれども、やはりいかに学校教育の中で、手でやってきたことをデジタルに落としていくのかということも一つの課題かなと思っています。例えば先生方が今までお使いの何年も蓄積されてこられているような図表であるとか、ミニテストであるとか、こういったデータなども恐らく全部印刷して子供たちに渡して、ノートのここに貼れたの、こういうふうにバインダーに綴じろだの、そういうアナログでの指導ということをベースにやってきたのだと思うのですよね。その蓄積というものを今度はデジタルに置き換えていくということも、そういう意味では紙とペンのようにパソコンとかタブレットを使っていく社会がこれから絶対来るので、学校の中でも先生方が古いスタイルで多分やっていると、子供たちもそのまま、社会人になって初めてPDFに接したりということになったりと思うので、学校の校内文書や学校のこれから先生たちがお得意に思ってきている教材というものがどうデジタル化できるのかという指標も新しいものを作っていくという視点と、もう一つは、今までやってきたことをどう今の社会に合わせていくのかというようなことの二つの視点で多分やっていかないと、何か特別な、それこそあたかも探究の学びという新しい科目があるかのように、今、議論されていたりとかして、非常に違和感を覚えるのですよね。通常の教科の中にも探究がなければならぬわけで、これと同じように、通常の授業の中にもICTがないといけないと思うので、是非新しいものを作り出すことと古いものをどうバージョンアップさせていくのか、この二つを考えながら、現場の先生方ができるかどうか第一なので、その辺りを見守りながら、少しずつ時間かけて教材の準備をしていただければなというようなことを思います。乖離がないようお願いできればと思います。以上です。

沖本学校教育情報推進課長： 今年度、新規導入校に訪問し研修を行っておりますが、その中でもやはり、今まで紙でやっていたものでいいから、それをまずはデジタルを使ってやってみましょう、それで慣れていきましょうというところから先生方にはお話をさせていただいているところでございます。そういった形で支援を我々も進めていきたいと考えております。

菅田委員： 普通科では一人1台ということでもいいのでしょうかけれども、工業系の高校になると、少なくとも例えば製図とかということになると、モニターは二つ欲しいのですよね。そういうふうな整備を今後も続けていただければと思います。

沖本学校教育情報推進課長： 工業系等につきましては、教育用パソコンとして別途、一人1台で、BYOD、BYADで購入したパソコンとは別に、共用パソコンとしてそうしたCADを使うパソコンでありますとか、高機能のパソコンを別途準備しているところでございますし、今後もそうしたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 高校生等の就職をめぐる状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、高校生等の就職をめぐる状況について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、高校生等の就職をめぐる状況について御説明いたします。

まず、高等学校の状況について御説明いたします。資料1ページを御覧ください。

本県の国、公、私立の高等学校における就職希望者に対する就職者数の割合でありまず就職率につきましては、1(1)のア、就職状況の表の下の合計の行の右端の方にありますとおり、98.7%となっております。この値は前年同期より0.3ポイント低下しているものの、過去10年間で4番目に高い値となっております。また、資料のア、就職状況の表の最も下の行に掲載しておりますとおり、県立高等学校のみの就職率につきましては、99.4%となっております、前年同期の99.3%より0.1ポイント上昇しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている状況におきましてもこのように高い値を維持できたのは、各県立学校におきまして、ロードマップ等の個別の支援計画を活用し、生徒との面談を丁寧に行うなど、組織的、計画的に就職指導に取り組んだ成果であると捉えているところでございます。

また、ジョブ・サポート・ティーチャー11名を33校33課程に、就職指導支援員18人を19校20課程に配置し、未内定者への就職指導や求人開拓の取組を強化したこともあります。さらには、広島労働局、県商工労働局などの関係機関と連携し、経済団体への求人確保の要請のほか、様々な就職支援策を実施した結果であるとも捉えているところでございます。

しかしながら、就職を希望しながらも就職できずに卒業した生徒が40名おります。県教育委員会といたしましては、この40人の早期の就職を目指し、各学校のジョブ・サポート・ティーチャーや担任、進路指導担当者等が定期的に卒業生と連絡を取り、情報提供や個別の相談を行うとともに、ハローワーク等の関係機関を効果的に活用した指導を行うよう各学校を指導してまいります。

次に、特別支援学校の状況について御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。

本県の特別支援学校の令和3年3月の卒業生数全体に対する就職者数の割合は、2(2)全卒業生に占める一般企業への就職者の割合の表に示しておりますとおり、35.1%であります。例年に比べ2.9ポイント低下しておるところでございます。減少の主な要因といたしましては、昨年度と比較し、全生徒に占める就職希望者が少なくなったものであると考えているところでございます。

しかしながら、ジョブ・サポート・ティーチャーによる就職支援により、生徒の実態、適性及び希望に合った業種での職業開拓が行われ、職場実習を重ねることで、企業側の生徒理解が進み、就職につながっていると考えております。

県教育委員会といたしましては、就職を目指す生徒を増やす取組を推進するとともに、生徒がより実践的な力を身に付け、働く意欲や粘り強く取り組む態度を育成することができるよう、引き続き職業教育の充実を図ってまいります。また、企業等への障害者雇用の理解啓発を促す各校の取組を支援してまいるところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： どうなるかと思っておりましたが、コロナの影響で、これほど多くの生徒たちが新しい社会人としてのスタートを切れることになったのは、本当に先生方の御尽力のおかげだなと思っています。本当によかったなと思いますが、もちろんポイントが下がっている部分もあるので、それでもこの差はそう大した明らかな差ではなくて、今の経済状況を考えれば、先生方の尽力が勝ったということではないかなというのものです。

まだこれが1年目なので、これが2年目、3年目とコロナの影響でやはり経済というのはどんどん深刻になっていくのだろーと思ひます。やはり若い方の就職というのはまだまだ予断を許さない状況だと思ひるので、是非引き続き頑張っていただきたいと思ひます。以上、感想です。ありがとうございます。

細川委員： 志々田委員もおっしゃられましたが、本当によく対応していただいたと思ひております。特にこういう状況の中でこれだけの数字を上げられたということの中で、常日頃からのやり取りだとも思ひのですが、高等学校、それから特別支援学校それぞれにどのような御苦勞があったのか、それに対してどのように対応されたのかということをお教えいただけます。

竹志高校教育指導課長： 新型コロナウイルス感染症の拡大により一昨年度末から学校が休業になって、正にスタートのところが休業になったということで、ジョブ・サポート・ティーチャーと連携をする中で、本来であれば卒業年次を迎える前のところからスイッチを入れて、4月からいい形でスタートを切るべきところが、なかなかうまく切れない状況であることをすごく心配をされて、常に連携を取らせていただいております。

そういうことがありましたので、一番は、校長先生がどういう体制で学校を進めていくのかということが非常に大切だと思ひておりました。ですので、学校が開いたらすぐ校長先生を緊急に集めて、就職の対策会議というのをさせていただいて、これから年度末に向けて、校内でどういう体制を作ってほしいかということをお教育委員会からも訴え、学校でも真剣に考えていただくようにしました。

そうは言ひましても、その後、どのような形で雇用状況が変わるかということがありましたので、毎月1回ウェブを使って、教育委員会とジョブ・サポート・ティーチャーが常に連携を取って、情報を共有する会を開催しております。

それとあわせて、ジョブ・サポート・ティーチャーと、この度、緊急雇用で就職を支援する方にも入っていただきましたが、そこの中でどういうふうに情報を共有すればいいのかということがありましたので、ここの連携をする会議もしながら、お互いに最新の情報をもって子供たちにどう対応したらいいかということは、もう常々情報が共有できるような体制を作って進めてきたということがあります。

今後どういう形になるか分かりませんが、この1年間築いてきた体制、これをベースにしながら、いろいろなことがあっても対応していくような形で進めていきたいと思ひているところでございます。

玉木特別支援教育課長： 特別支援学校は、これまでもですが、企業との関係づくりであるとか、それから関係機関とのネットワークづくり、これを進めてまいりました。それから、実習をさせていただき企業をいかに開拓するかということには力を入れてきました。そこで、コロナ禍におきましてそういったところに、私自身校長であったときも、校長自身が訪問させていただいて、実習のお願いをさせていただいたということもありました。先ほど少し言ひましたけれども、企業を開拓していたことによって、こちらの企業では実習は遠慮いただきたいということが起きた場合に、生徒の就職先を含めて、こちらの別の企業ではどうかといったようなところで、こちらでまた実習をさせていただきながら就職に結び付けていくといったような取組をしてまいりました。

中村委員： この状況の中で高い就職率になったというのは大変結構なことだと思ひます。減ったとはいえ、求人数が多かったということもあるのかなと思ひのですが、そうした中で、今日は資料としてはありませんが、高校生、就職しても離職率が高い状況があると思ひます。そうした問題点を考える中で、以前からいわゆる就職慣行と言ひましようか、一つの求人一人だけを学校が選んで就職活動させると、1社一人ということですね。それがミスマッチにつながるところもあるのかなと想像しているところもあります。これについて、以前も御指摘を申し上げましたら、よりよい制度に変えていきたいと思ひは教育委員会としても持っているということをお聞きしたことがあると思ひのですが、この点については、その後、何か検討というか、方向性のようなものがもし、高校生なので、大学生とは違ひますから、同じようにするというのがいいかどうか私にも分かりませんが、何か今日お教えいただける内容があれば、お願いしたいと思ひます。

竹志高校教育指導課長： 一人1社制のメリット、デメリットについては、両者あるというふうに認識しております。一人1社のメリットといたしましては、指定校や学校推薦というような形になりますので、そこを目指してしっかり力を付けて自分に合った形で受ければ、スムーズに受験ができて、内定が取れるということがあります。内定を取った後、また今度は企業に向けての学習を深められるというようなところでのメリットがあります。

しかしながら、多様な生徒が受けますので、早く内定が欲しいというところで、企業のことをよく理解できていないであるとか、自分の適性もきちんと理解できてない状況で、ここならいいかなということ応募して、通ってしまうという事例もあつたりします。そうなった場合はもう一人1社で決まってしまう、それで入社して、思っていたのと違っていたということで、子供たちはその後辞めてしまうというようなどころはあるというように聞いております。

ただ、一人1社も9月16日から始まって9月末までになっております。10月からは複数応募が可能になっておりますので、逆にそこから複数受けて、数社合格をもらって、その中から選ぶというような生徒もおりますので、どのような形で使っていけばいいかということについては、関係の商工労働局や広島労働局とも連携を取りながら制度設計をしていければと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

### 報告・協議3 特別支援学校における技能検定の実施状況等について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、特別支援学校における技能検定の実施状況等について、玉木特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

玉木特別支援教育課長： それでは、特別支援学校における技能検定の実施状況等について御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や関係企業団体と連携をして、本県独自で開発した認定資格に基づく技能検定を清掃、接客、ワープロ、これは令和3年度からはパソコンに名称変更しておりますが、そして流通・物流、食品加工の5分野で実施をいたしました。表1にございますように、延べ受検者総数は1,453人、このうち1,429人が級の認定を受けております。

(3) 認定状況を御覧ください。級の認定状況につきましては、図1にお示ししたとおりです。総受検者の98%がいずれかの級に認定されております。また、1級取得者から広島県障害者技能競技大会、ひろしまアビリンピックに参加する生徒がおります。技能検定を経験し、更に高い目標に向かって挑戦しようとする生徒が増えております。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、広島県障害者技能競技大会は中止となりました。

次に、(4) 技能検定における合理的配慮についてです。技能検定の本質的な目的から外れない範囲で、必要な受検者、延べ28件に対して合理的配慮を提供いたしました。これにより、技能検定に参加して自分の力が発揮できたという経験を積み、卒業後も自分から適切に支援を求め、社会参加することに生かしてほしいと考えています。

続いて、2ページを御覧ください。「2 他の就職支援の状況」の(1)について、特別支援学校就職サポート隊ひろしまの登録企業数ですが、これは令和3年3月末現在で407社です。令和3年3月に特別支援学校就職サポート隊ひろしま推進企業を訪問し、就労促進等に著しく貢献した企業を表彰いたしました。登録企業数は年々増加しておりますが、企業の障害者雇用への理解啓発と生徒の就職支援のため、引き続き周知を図る必要があります。

また、これまで知的障害特別支援学校及び視覚障害特別支援学校では、地域の企業の採用担当者等を招き、学校により名称は異なりますが、企業の参観日を実施し、特色ある取組を情報発信しております。

続いて、「3 就職状況」の就職率について御説明いたします。

特別支援学校では、全卒業生に占める一般企業への就職者の割合を就職率としています。令和2年度特別支援学校高等部の卒業生416人に対し、速報値ではございますが、全卒業生に占める一般企業への就職者の割合は35.1%となっております。これらのうち、知的障害のある生徒の83%が技能検定を受検しております。全卒業生に占める一般企業への就職者の割合が下がった主要因としては、全生徒に占める就職希望者の割合が少なかったためであると考えます。



最後に、「4 今後の取組」でございます。令和3年度の技能検定は、新型コロナウイルス感染症対策をして、5分野について、上期、下期の年2回実施する予定です。

県教育委員会としましては、引き続き、生徒に対してより実践的な力を付けるとともに、働く意欲の向上や粘り強く取り組む態度を育成するよう、職業教育の充実を図ってまいります。また、各校の企業等への障害者雇用の理解啓発を促す取組を支援してまいります。

以上で報告を終わります。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

近藤委員： 1(4)の「合理的配慮について」のところで教えていただきたいのですが、「合理的配慮により、技能検定に参加して自分の力が発揮できたという経験を積み」と書かれていて、確かにそういった経験を積んで、社会に出ても自信につながっていったらいいなと思うのですが、具体的にどのような合理的配慮の例があるのかということ、この配慮を提供するに当たっては、受検者の方からこういう配慮をしてほしいという話があるのか、学校側の方でこのような配慮があるよと提示するのか、その辺りの合理的配慮を行うきっかけを教えていただければと思います。

玉木特別支援教育課長： 例えばでありますけれども、合理的配慮の例ですが、汗が非常に多い多汗症に対する配慮といたしまして、必要に応じて手袋を着用して技能検定を受けるといったようなことも行っております。汗が多いため道具が持ちにくいであるとか滑るとかいったようなことを防ぐことができます。あるいはてんかんがある生徒に対しましては、検査中に引率者が見守ることができるように、その場に引率者を同行させることを認めるといったようなこともございました。また、あるいはコロナで消毒液を使ってということもあるかもしれませんが、手荒れがひどい生徒に対しても、持参している手袋の着用を認めるといったような配慮をした例があります。

この合理的配慮についての申請の仕方ですけれども、学校の方からこういったことができるよということよりも、こういったことで合理的配慮が必要なだけけれどもということで、学校の方から申請をいただいて、こちらでどういう手立てができるかということで配慮をお示しするといったようなことでしております。

細川委員： 2ページの2(1)のところなのですが、私もマツダスタジアムでこのCMを見ました。出た瞬間、あぁっと思いました。とてもいいことだと思ったのですが、広島は野球だけではなく、サッカーやバレーボール、バスケットボールやホッケーもいらっしゃるんで、そういうあらゆるところでこういうことをやっていますというCMもお考えいただけたらいいのではないかなと思います。それと、サポート隊ひろしまの企業数が現在407社まで増えましたが、この増加率は上がっているのですか。それとも少しずつ増えている状況なのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： まず、マツダスタジアム以外のところでも、ということですが、いろいろな場を活用して、このサポート隊ひろしまについてはPRしていきたいなと思います。

それから、この増加率についてのカーブについてですけれども、あいにく今、手元に資料は持ち合わせておりませんが、このサポート隊ひろしまということが広まっていくにつれて、次第に増えているということは言えるかと思っております。このサポート隊ひろしまがもっと広く知られるように努力をしてみたいと思っております。

細川委員： 先ほどの報告・協議2のところにも絡むのですが、2(2)の表2のところの令和2年度の就職者数のところが登録企業が39社で70人も、これはほぼ半分ぐらいお世話をいただいたということで、サポート隊ひろしまがどんどん大きくなるに従って、やはりそういう就職をする間口も広がり、子供たちもいろいろなところへ就職できるようになるのではないかなと思うのですが、今もされていらっしゃるけれども、サポート隊ひろしまを今後どういうふうを増やしていこうというお考えなのか、もしあれば教えていただければと思うのですが。

玉木特別支援教育課長： サポート隊ひろしまについては、更に数は増やしていきたいと思っております。先ほど報告・協議2のところでも少しお話ししましたが、いかにふだんから企業を開拓しておくかといったことが、こういったコロナ禍において就職率を維持するための手段の一つでもあるかと思っておりますので、これについては引き続き行ってみたいと考えております。

細川委員： 課長が現場の校長先生をされていたことも踏まえ、その辺りのところで何か産業界、経済界とどういうことがあればもっと活性化するのではないかと感じることがあれば教えていただければと思うのですが。

玉木特別支援教育課長： これにつきましても、先ほども御質問いただいております。失礼いたしました。

学校では、企業の参観日としまして、企業の方に直接授業を見ていただいて、そしてそこで何を感じていただくといいかと言いますと、この生徒にはこういった配慮をすれば働けるなど感じていただくということが一番かと思えます。そのことによって、この子は障害があって働くことは難しいと思って、こういったサポート隊の登録にもなかなか向かなかった企業が、こういった配慮をすれば働けるのだというところで、サポート隊に入ろうかと感じていただければと思います。

中村委員： 特別支援学校の生徒の就職支援の活動ということで、大変お疲れさまです。努力されていることもよく分かりました。

それで、賛同する企業をどう増やしていくかということなのですが、やはり企業からすると、この表彰企業を見ても、技能検定の科目を見ても、恐らく馴染むというか、就職場所として想定される職種というのは恐らくあると思うのですが、それ以外の企業からすると、うちの会社で果たして仕事してもらえらるだろうかという漠然とした不安のようなものを持つ企業も多いのではないかなと思うのです。ですから、この就職サポート隊ひろしまというのを漠然と広告することもいいことだとは思いますが、もっと踏み込んだ、正にPRをする余地というのはまだあるのかなと思います。経済団体に出かけていくとか、それこそロータリークラブとか、いろいろあると思いますので、こういう工夫をすればいろいろ可能性はありますよという周知を、企業も一定以上の規模になれば雇用しないとペナルティもあるという中で、意欲自体はあると思いますので、より理解が深まる何か努力というものを是非考えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:32)

#### 【非公開審議】

##### 第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

##### 第2号議案 銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

銃砲刀剣類登録審査委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

##### 第3号議案 広島県無形文化財の指定の解除について

広島県無形文化財の指定の解除について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

##### 報告・協議4 広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書について

広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書について協議した。

(15:38)

# 広島県教育委員会会議録

令和 3 年 5 月 1 3 日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年5月13日（木） 13：00開会  
14：58閉会

## 1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

## 2 欠席委員

なし

## 3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの革新推進部長	富	永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保
参与	重	森	栄	理
理事	榊	原	恒	雄
総務課長	江	原		透
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
学校経営戦略推進課長	杉	本	真	一
学校教育情報化推進課長	沖	本	勝	豊
高校教育指導課長	竹	志	幸	洋
豊かな心と身体育成課長	豊	田	由	之
特別支援教育課長	玉	木	昌	裕
生涯学習課長	桑	原	智	津子

## 教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第 1	会議録署名者について		1
日程第 2	報告・協議 1	1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について	1
日程第 3	報告・協議 2	令和 3 年度広島県公立高等学校，特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について	4
日程第 4	報告・協議 4	広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について	7
日程第 5	報告・協議 5	県立中学校・高等学校における新型コロナウイルス感染症のクラスター対策について	9
日程第 6	報告・協議 3	広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書を踏まえた再発防止策等について	11

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

今回の会議は、細川委員、志々田委員、菅田委員につきましてはオンラインでの参加となります。

オンライン会議での会議のため、説明者も座ったままでの説明となりますので、併せて御了承ください。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 報告・協議3は個人情報を含む案件であるため、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに意見はありませんか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

報告・協議3の広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書を踏まえた再発防止策等については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、報告・協議3を公開しないで審議することといたします。

#### 報告・協議1 1学年1学級規模の県立高等学校の状況について

平川教育長： それでは、報告・協議1，1学年1学級規模の県立高等学校の状況について、杉本学校経営戦略推進課長，説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： 報告・協議1によりまして、1学年1学級規模の県立高等学校の状況について御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。今年度の1学年1学級規模の県立高等学校につきましては14校となっております。全校生徒数が80人以上となりました学校が9校，その下，80人未満となりました学校が5校となっております。

また、全校生徒数が前年度を上回った学校は、大柿高等学校、瀬戸田高等学校、豊田高等学校、賀茂北高等学校の4校，前年度を下回った学校は、その下にございます10校でございます。

次に、新入学生徒につきましては、前年度を上回った学校が豊田高等学校、大崎海星高等学校、賀茂北高等学校、音戸高等学校の4校，前年度と同数の学校が大柿高等学校，下回った学校がその下にございます9校ということでございます。

1学年1学級規模校の全校生徒数の状況につきましては、資料2ページにお示ししておりますので、また御覧いただければと思います。

先ほど御説明いたしましたように、今年度全校生徒数が80人を下回った学校が5校ございます。このうち、学校活性化地域協議会を設置いたしまして2年目という音戸高等学校，これにつきましてはまず3年間活性化策を検討した後，2年連続でという規定がございますので，こちらを除きます4校につきまして，仮に来年度も全校生徒数が80人を下回ることとなりますと，資料の3ページ，こちらに計画の抜粋を添付しております

けれども、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画に基づき、近隣の県立高等学校のキャンパス校、それから2番目といたしまして特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う中高学園構想への移行、それから③ですけれども、市町立学校としての存続を含む統廃合のいずれかとすることについて検討することになっております。

こうしたことから、来年度の全校生徒数が80人以上となるよう、学校のさらなる活性化に向けた取組を行う必要がございますことから、各学校に対しまして、早急に学校活性化地域協議会を開催するよう話をいたしまして、既に3校、上下高等学校、東城高等学校、それから湯来南高等学校の3校で既に協議会を開催しております。

各協議会におきましては、学校の活性化や魅力の向上、さらには来年度の新入学生徒数や全校生徒数の確保に向けた具体的な方策などが話し合われたところでございます。それぞれの協議会には事務局から職員も同席をいたしまして、必要な指導・助言等を行っているところでございます。

なお、残りの佐伯高等学校、音戸高等学校につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、早急に活性化協議会を開催し、学校活性化や全校生徒数の確保に向けた取組などについて、協議を行うこととしております。

県教育委員会といたしましては、各学校において、学校の活性化や新入学生徒数、全校生徒数の確保に向けた取組がしっかりと進められるよう、例えば教科指導や生徒指導、学校運営などに関する指導・助言を行うための関係課職員による学校訪問、それから学校活性化地域協議会への担当課職員の出席、指導・助言、学校活性化に向けた取組を進めるための予算措置など、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、その他の1学年1学級規模校につきましても、各学校において、学校のさらなる活性化に向けた取組が着実に進められるよう、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 今年度80人未満になった学校で湯来南高等学校があるかと思うのですけれども、2年前か3年前に学校訪問させていただきました。地元のコンニャクとかオオサンショウウオとかを使って地元の協力も得ながら頑張ろうという姿勢もあり、和太鼓などの取組で活性化したいというお話も聞いておりまして、今後どうなるのかなというのが気になっていたところではあるのですけれども、今年度の1年生の生徒数が9人というのがかなりショッキングな数字でして、何かこれというような要因はあるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 校長へヒアリングを行ったところ、説明会等、学校説明会、毎年開きますけれども、学校の魅力についてアピールが不足をしていたとか、他の学校に比べて少し見劣りがしたというようなこと、それからやはり中学校の意見を聞くと部活動も少なくてやりたい部活がないといった声があるとお聞きしております。そうはいつても近年続いて30人前後ぐらいの入学者がございましたので、あまりにも急激な落ち方ということで、私どもも非常に危機感を持っております。

今年度実は2人しか地元の子が来ていないという状況ございますので、どの学校もそうですが、まずはやはり地元の生徒が来たい学校にならないと他の地域からも生徒が集まりませんので、これまでも大柿高等学校ですとか、瀬戸田高等学校ですとか、やはり厳しい状況にあったときには、まず地元の中学校としっかり連携を図るところから緊急対応ということで取組を進めました。高等学校の先生もどんどん中学校へ入っていくし、中学校の先生も高等学校へ来てもらい、お互いの生徒同士もしっかり交流していくということでお互いの理解を進めると。あわせて、PTA等とも協力体制を作っていく取組を進めていくべきだろうと思っておりますので、早急に学校とも連携しながら対応策を考えていきたいと思っております。

中村委員： 今年の5月現在も残念ながら5校が80人未満ということですが、各学校いろいろ努力と工夫をされていると思いますけれども、やはりキーは中学校を含めた地元地域の理解であり、協力というか、支援というか、もう中学生にその高等学校に入ってもらわないと基準をクリアできないわけですから、そういう地域、地元の理解、協力が得られるような取組を是非県としても支援をしてあげてほしいと思います。

私も視察させていただいた瀬戸田高等学校も一時期相当厳しかったですし、視察させてもらった当時はまだ地元の中学校からの進学者も少なく、連携が正直なかなかできていない現状を見ることになったのですが、その後かなり状況も変わり、地元の支援もあって数も増えているのだらうと思います。こういう事例もありますので、努力が実を結

ぶような方向になるように支援をしていただきたい、地元の支援が得られるような方向になるように是非お願いしたいと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。私どもも訪問させていただいた場合に、先ほど中村委員から話が出ました瀬戸田高等学校ですとか、あるいは大柿高等学校、今もう全校生徒は100人を超えておりますので、やはり取組の成果がかなり出ているなど。こういった事例については厳しい学校には情報共有をしながら、こういうやり方もあるというところでお互い連携を図っていきたいと思います。

志々田委員： 私も湯来南高等学校の話が気になっていましたが同じことなのでそれは省略させていただきます。もう一つ、大崎海星高等学校の数字を見ると、もちろん何人入ったかが大事ですけれども、何人卒業してくれたかというところはやはり教育の心髄なので、どれぐらい退学していないのかということを見させてもらおうと、大崎海星高等学校の場合、昨年度2年生だった生徒36人が今年29人になっており、7人学校を辞めておられるということだろうということ、それが正しいのかどうかということ、やはり少人数教育がメリットとして学校の良さにつながっていれば別に少なくともそこは教育効果として考えてもいいことだと思うのですが、やはり人数が少なければ少ないほど、お互いが学校を背負っていくほどの一人一人の努力というか、頑張らなくてはいけないものになっていくと思うので、どうその少ない人数をメリットに考えてもらえるのかということが学校活性化協議会の方たちにも話し合ってもらいたい内容だと思っております。ですので、こういう少人数を味方につける教育ということをどのように考えられているか。特に大崎海星高等学校の1学年で生徒が7人辞めていく状況というのはどういうことなのかということをお聞きしたくて質問しました。

杉本学校経営戦略推進課長： まず先ほどの生徒の人数減少ですけれども、今、志々田委員が御指摘のところは令和2年度の2年生36人が3年生になって29人になっており、ここで7人減っているということだと思うのですが、細かい情報は把握していないのですが、辞めているか留年しているかということになります。

年によって生徒の状況が違いますので一概に言えないところもあります。あと去年の場合はコロナ禍というのもあったかなとは思いますが、先ほど言いました地元の中学校との連携をしっかりと図って来ていただくというその前提には、やはりうちに来たらしっかりと面倒を見るよということも非常に大事なことだと思っております。

そういう意味で先ほど生徒が増えている豊田高等学校ですとか、こういったところは地域に不登校の子を受け入れて、その子たちがしっかりと通えるようになっていきますよということ、中学校へすぐくアピールをしております。なかなか近隣の生徒は来ていないですけれども、呉や竹原の方から生徒が集まっているというようなところもあります。

大崎海星高等学校の場合は、地元だけではなく全国から幅広に来ており、活発な生徒が多くいろいろ発信もしております。大学と連携したり、自分の学校のPR動画を生徒自身で作って流しており、そういったところで、この学校楽しそうだなというところで生徒が来ている部分もあります。一方で、やはり地元でおとなしめの子供もいますので、そういったところにはもう少ししっかりフォローをしていく必要があると思いますので、その辺りは学校と連携をしながら引き続き対応していきたいと思います。

それと少人数を味方につけるということでございますが、正に1学級規模校というのは、特に中山間地域の学校ですね、そのPRの仕方というのはものすごく大事だと思っております。先日も上下高等学校の学校活性化地域協議会に行ってきましたけれども、地域の方も皆さん他の学校に比べて今年のPRがすごく見劣りしていたという声も聞いております。今年度地元の校長がすごくやる気になって張り切っておりますので、その辺りのPRの仕方等も工夫をしていくということで教育委員会からもバックアップ、支援をしていきたいと思っております。

志々田委員： ありがとうございます。一生懸命やると数字が伸びて、少し気を張らないと多分少なくなってしまうということの繰り返しなのかなというような気がするのですが、やはり油断なきように全ての校長先生に今一度、去年の湯来南高等学校の例を出しながら何が問題だったのかということもきちんと教材化して話し合っただけのようにお願いしてください。

菅田委員： 私も志々田委員と同じように退学者数が気になったのですが、参考までに一般的な高等学校ですと何%ぐらいが退学されているのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 申し訳ありません。今私の方で数の把握をしておりますけれども、どうしても1学級規模校は1人辞めると割合が非常に高くなるというところで全体としてはどうしても



割高に出やすいところはあると思っております。

もう一つ、こういった学校では不登校傾向の生徒をかなり受け入れておりますので、県全体の割合からいうと少し高めにはなっているのだと思います。退学者の割合についてはまた改めて把握をしておきたいと思っております。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

近藤委員と同じように、私も近年の入学者が極端に少なくなった学校が非常に心配なところですが、その前に、まず瀬戸田高等学校が平成29年から3年連続で80人を切ったにもかかわらず、頑張りを考慮してということがあったのですが、この辺りについて資料3ページの下のただし書のところで、当時たしか藤本校長先生だったと思うのですが、平成29年の15人の入学者から翌年、翌々年30人を超える入学者を得てきたというのは、地域の方と一緒にやられたのでしょうかけれども、一体藤本校長がどのようなことをされたのかということをお伺いしたいのと、あと湯来南高等学校とか向原高等学校が令和2年度に比べて極端に入学者が少なくなっていますよね。交通の便のこともあるのかもしれませんが、そういうところも踏まえてこの2校について特に今後懸念される場所が大きいのではないかなと思います。

学校に今何人在学しているかという資料を頂きますが、それを見ると小学校1年生から中学校3年生までの9年に渡って、この地域から何人ぐらいの子供が高等学校に進学する予定になるのかということは予想すると分かるのですが、それとプラス社会情勢、交通機関がなくなったり、そういう状況がいろいろ出てくる中で、今後この1学年1学級規模の学校に対しての取組は、その都度その都度になるのでしょうかけれども、どのようにお考えなのかということをお聞かせいただければと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 最初の瀬戸田高等学校の取組でございますが、当時、瀬戸田高等学校は地元からとにかく生徒が全然来ていないという非常に厳しい状況がございました。とにかく生徒を集めないと話にならないということで、三原とか対岸の船で行くような地域も含めて、とにかく足を使って歩いて集めてきたというのが1年目で、これは地元ばかりではなくて、とにかくたくさん生徒を入れるということで、これが平成30年度の31名につながっていると。

平成30年度からは地元としっかり取り組んでいこうということで、瀬戸田の中学校との、保護者が小・中・高のPTAで連合会のようなものを作って、高等学校のことをみんな知っていこうといった取組もしましたし、高等学校から中学校へどんどん先生が入って行って、中学生に授業をすると、その中学生が、ああ、この学校に行くとこの先生に教えてもらえるのだということで相互理解が進んできたというところもありまして、その後地元の子がすごくたくさん来るようになったとお聞きしております。

それから湯来南高等学校と向原高等学校の状況でございますけれども、向原高等学校の場合は災害があって一時期JRが止まっていたというところはあるのですが、実はJRが再開した後の年度も地元から全く生徒が来なかったと。向原中学校という本当に歩いて行ける距離の中学校から1人も来なかったというのが一昨年ございまして、今年度も1人しか来ていないという状況で、地元との連携が一番ネックになっていると。

湯来南高等学校についても先ほど申し上げたとおり地元から2人しか来ていない状況ですので、確かに細川委員がおっしゃるとおり地元の子供自体がいなくなっているというところで、生徒募集が非常に厳しい状況にありますけれども、それにしても全くないわけではなくて、30人、40人はそれぞれの地域におりますので、その中である程度の数は確保されていかないと、やはりこの高等学校は地元にとって欲されていないように見えてしまうので、まずは地元の生徒をどうやって集めるかというところで我々も学校と一緒に知恵を絞っていきたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和3年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況

について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、令和3年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、報告・協議2、令和3年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部の入学者状況について御報告いたします。

資料1ページの「1 公立高等学校、特別支援学校高等部」の入学定員（A）の欄を御覧ください。まず、令和3年度公立高等学校入学者選抜における入学定員は、全日制本校において小計a欄にありますように1万4,960人となっております。

全日制本校への入学者数（B）は、昨年度より680人減の1万3,470人となっております。

続いて、分校、帰国生徒及び外国人生徒等を加えた全日制課程の入学者数は、中ほどより少し下の高等学校（全日制）計の欄にありますように1万3,513人で、昨年度と比較し697人の減となっております。

次に、定時制課程の入学者数は231人、フレキシブル課程は362人、通信制課程は95人、合わせて688人で、昨年度と比較して136人の減となっております。

次に、特別支援学校高等部の入学者数は372人で、昨年度と比較して36人の減となっております。

これに専攻科の入学者数を加えた総計は、総計の欄にありますように1万4,617人で、昨年度と比較し870人の減となっております。

次に、県立中学校につきましては、「2 県立中学校」の入学者数（B）の欄にありますように入学者数は280人で、昨年度と比較し1人の増となっております。

各学校の入学状況につきましては、資料の2ページから4ページに記載しているところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 数値的な細かいことで確認をさせていただきたいのですが、先ほどの報告・協議1の1学年1学級規模の県立学校の状況の生徒数、これは5月1日時点だと書いてあるのですが、その学校の数字と今の議題の資料2、3ページ目の4月30日現在の全日制を見てみますと数字が微妙に違う学校が幾つかあるように思います。例えば湯来南高等学校でいいますと、先ほどの5月1日時点では1年生9人となっておりますけれども、こちらの表のB欄では4月30日時点で8人になっています。

それと、今少し見ただけでも音戸高等学校、加計高等学校、豊田高等学校の数が、先ほどの報告・協議1の資料の1年生の数字と少し違うようなのですがいかがでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 在籍者数になりますと、可能性として原級留置、1年生をもう一回やらないといけない生徒がいたりしたら増える場合、もう一つは、入学して何日か学校は始まっておりますけれども、その間でもし籍を空けるようなことになれば、そこから落ちてしまうことがあります。これはあくまでも入学者の数になっておりますので。

中村委員： 今申し上げたところはどれも5月1日現在の数が1人とか2人とか微妙に増えてますよね。ということは、いわゆる留年した生徒ということになるのですかね。

竹志高校教育指導課長： はい。

中村委員： そういう差異が生じている可能性があるということですね。分かりました。

近藤委員： 2点お聞きしたいのですが、まず1点目、沼南高等学校ですが、たしか今年度から普通科を廃止し新たにカリキュラムを見直して、家政科と園芸デザイン科の募集をするというお話だったかと思いますが、園芸デザイン科は期待していたような数字が残念ながら出なかったというところなのですかけれども、中学校向けにカリキュラムの改編等どんなことをされてどんなアピールをしたのか、それがどう生徒の希望とマッチしていないのか、その辺りについてどのように分析されているのかというのが一つと、あと呉工業高等学校や福山工業高等学校とか幾つか見当たりますが、工業高等学校が軒並み定員割れしていて、この辺りは近年こういう状況なのか、これに対して対策等を考えているところがあるのか教えてください。

竹志高校教育指導課長： まず1点目の沼南高等学校についてでございます。沼南高等学校につきましては、昨年、専門学科二つに改めた学校づくりをするということがありましたので、これにつきましては本県の指導主事も入ってどういう学校を作っていくかということは一緒になって考えてきております。農業と家庭だけの専門学科になりますので、お互いが連携し合



校幼児児童生徒数を見ますとやはり増加傾向にはあります。現状では教室数の不足は生じておりませんが、特別教室や管理諸室を普通教室に転用したり、普通教室を間仕切りしたりするなどの応急的な対応を行ってのことですので、引き続き狭隘化対策はしていく必要があると考えております。

志々田委員： ありがとうございます。確認できて良かったです。もうそういう計画をされているとは十分存じておりますけれども、引き続きどうぞよろしくをお願いします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

#### 報告・協議 4 広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 4、広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。

桑原生涯学習課長： 広島県生涯学習審議会の委員の任期が令和 3 年 8 月 11 日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

初めに、資料の説明をいたします。1 ページ目がこの度報告をさせていただきます広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針でございます。

2 ページ目は、現行の基本方針の選考基準とこの度との変更点が分かるようにお示しした資料でございます。

最後、3 ページには現在の委員の名簿を添付しております。

資料 1 ページを御覧ください。広島県生涯学習審議会の委員は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に係る法律及び広島県生涯学習審議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関です。

審議会の任務は、設置目的及び任務欄にありますとおり、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、教育委員会又は知事の諮問に応じ調査審議するとともに、必要な事項について意見を述べることとなっております。

委員の定数については 20 名以内となっております、資料にございますとおり、現在は 20 名となっております。

また、社会教育法の規定により、社会教育に関する事項を調査審議する会議を設置する必要があることから、本審議会の委員の定数を 15 人以内とする社会教育分科会を置くこととしております。

一番下の選考基準の欄を御覧ください。委員の選考に当たりましては、生涯学習に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、1 から 3 に掲げる基準によって選考することとしたいと考えております。

基準の設定に当たりましては、2 についてですが、従前の基準に加え、ただし書を設けております。

委員の選任に当たっては、個人の識見に基づき選任する場合と、本審議会の審議内容に欠かせない役割を持つ団体から、その団体を代表し意見を述べていただく者としてその団体から推薦いただいた者を選任する場合があります。団体から推薦される者につきましては、基準に抵触する者が推薦される場合も想定されることから、ただし書により、団体から推薦があった者につきましては、この基準によらないことができることとしたものでございます。

なお、基準の 3 につきましては、広島県教育委員会が定める非常勤の特別職等の任命に係る事務取扱要領別表に定める基準の一部改正に伴い文言を整理したものでございます。今後、慎重に人選を行い、審議会委員の候補者を提案させていただく予定です。

説明は以上です。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。

先ほど今回の改正案として、ただし書というものを付けるとお伺いしたのですけれども、なぜこれが要るのかも一度御説明いただいてもいいですか。よく分からなかったです。

桑原生涯学習課長： 委員の選任に当たりましては、個人の識見に基づき、その個人からの御意見をいただきたいということで選任をする場合と、例えば校長会連合会であるとか、公民館連合会、それから県PTA連合会のような生涯学習の審議内容に欠かせない役割を持つ団体からその代表を団体して意見を述べていただく方として団体から推薦をいただいた方を選任するという2パターンございます。団体から推薦をいただく方につきましては、その団体が、余人をもって代え難いということで要件に抵触する方を推薦される場合がございますので、その団体から是非この方という推薦があった場合には、この教育委員会の方で定める基準だけをもってその方はお断りをするというのではなくて、その団体の意向を尊重してその方を委員として選任させていただくという形でただし書を設けたものでございます。

志々田委員： ありがとうございます。

二つどうなのかなと思うことがあるのが、生涯学習審議会としてそこに加わっていただかなければいけない任意団体について、必ずこの任意団体で構成されるということとを別に書いていないわけで、その団体から推薦をいただかないといけないわけではないのではないかと思うのが一つです。もう一つは、私も分かってはおりますけれども、もちろんいろいろな団体で、社会教育の専門家ですので、どうしても欠かせないと。それを、余人をもって代え難いからこの方をもう一度お願いしますというのは、やはり毎回きちんと議論すべきだと思います。1、2、3のこのただし書というはある程度意味があるからこそこう書いてあるわけだから、前回のときにもそういう1、2、3のところには当てはまらない方に委員になっていただいたことがあったと思うのですけれども、それはその都度しっかり言葉を尽くして説明していただいて、こういう事情の中なのでこの方をお願いしたいですという説明を毎回されたのだと思うのですよね。そういう手続を取るの方が、私はこういうただし書をつけて議論もしないまま委員をお願いして、しかもそれがあたかもその団体がずっとその会議にいるということが別に決まってもいないのに前提になり続けるということになるのではないかなと。それって本当に公の審議会としての公正さというものは担保できるのか少し不思議なのですが、その辺りはどうなのでしょう。

桑原生涯学習課長： まず、団体につきましては、先ほど申し上げたような校長会であるとか、公民館連合会、それから図書館協会のような団体は、この審議会が設置された当初からあるようなものですが、平成30年の条例の見直しでこの審議会の構成自体を見直した際には、家庭教育であるとか、地域学校協働活動であるとか、そういった新しい視点を加えており、そういう新しい団体から新しい視点を持った方を入れるという形で、見直しというものは随時行っていく必要があると考えております。

ただ、もちろん生涯学習を審議していただく中では、過去から現在に至るまでずっと継続してという団体も多くございますので、そういう意味では変わらない団体もどうしても出てくるのかなと思っております。

今、志々田委員がおっしゃられたように、ただし書をつけることだけで団体から出てきたからもう何でも認める、選任するというものではありませんで、やはりまずは団体にこの年齢制限であるとか、期数の制限というものを設けている教育委員会としての意図を丁寧に御説明した上で、推薦していただくということは基本に考えております。それでもなお、そういった方が御推薦をいただいた場合には、やはりそれなりの経歴であるとか、団体のお考えというものをしっかりお伺いした上で、それをまたこちらの教育委員会の方できちんと説明をして、この方を選任させていただくということで説明はしていきたいと考えております。

志々田委員： しつこいようですが、今の御説明であればただし書は要らないのではないですか。

他の委員会の選任のところこういうものが書いてあるのをまだ今まで見たことはありませんが、いつも同じ人がその席に座っているということとをなくすために、元々こういう1から3の基準があったはずなのに、それもこうやってただし書で専門の団体から言われているからしょうがないということとをこの選考基準の中で認めてしまうということは何のための選考基準なのかなと不思議なので。

桑原生涯学習課長： 他の審議会の選任の基準というものを全てこちらで確認はしていないのですけれども、県教育委員会全体で決めております非常勤の特別職の任命等に係る要領であるとか、知事部局の方でもやはり年齢制限や期数の制限というものは設けられているのですけれども、そこに原則としてというような表現がされていて、もちろん例外も想定されているというような形になっております。

ただ、前回のこの生涯学習審議会の委員の選任の際に、この基準に抵触している方を選任していただくに当たりまして、原則としてというものがあがりながら例外を認めるということについて、その基準が分からないということで御意見をいただいておりますので、今回この基準を考えるに当たりましては、原則から外れる例外というのが具体的にどのような場合なのかということで、団体から推薦があった場合というのを一つの例として挙げさせていただいておりますけれども、志々田委員が言われたように、団体から出てくれば自動的に選任すると考えているものではないというところは御理解いただければと思います。

中村委員：今の課長の御説明をお聞きしていると、やはりこのただし書のところは御説明のような意味には少し取りにくいのかなと。これをそのまま読むと、団体からの推薦があった場合には、もうこの該当する者は選任しないということにはなりませんよとやはり読めちゃうのかなという気がします。

志々田委員も言われたように、他の審議会ではこの基準を超える人で余人をもって代え難いということで選任しているケースがありますよね。だからそれはこの生涯学習審議会において団体という存在について私もよく分からないところがありますけれども、それは団体に所属、団体からの推薦の人であろうと、それ以外であろうと余人をもって代え難いという人がいらした場合にはこの基準に当てはまらなくても選任をするということがある。それが「原則として」という言葉だと思いますので、「原則として」がなければそういうことが多分なかなかにできないのだと思いますけれども、「原則として」がここに入っていればそれでよろしいのかなと私も思います。

議論総括官（現職総務・教育支援）：では、委員の方々の御意見を伺いまして、もう一回検討し、再度御提案させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

菅田委員：根拠規定の原文を読んでいないのでよく分からないのですが、今の議論になっているところですけども、生涯学習ということで老若男女が対象になるのですが、人生100年時代と最近言われているのですが、最初の任命時70歳が、再任の時の75歳というのが、今となつては結構低い年齢かなと思うので、その辺りの年齢自体ももし残すとしたら見直した方がいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

桑原生涯学習課長：今、菅田委員が言われたような70歳を超えるであるとか、再任の際の75歳といった基準につきましては、前回のこの基準を2年前に提案させていただいたときも御意見としてはいただいたところなのですが、教育委員会においても知事部局においてもこういった附属機関の委員の任命において任命しない者の具体的基準ということで年齢制限を一応設けているという県全体のものが統一して示されていることから、この審議会だけに限ってこの要件を丸ごとなくしてしまうということはもう少し検討が必要なのかなということで今回は残させていただきました。

平川教育長：ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長：この件につきましては、検討して、次回また御説明をさせていただくという形にさせていただきます。

それでは、以上で一旦この本件については審議を継続するというところで終わらせていただきます。

#### 報告・協議5 県立中学校・高等学校における新型コロナウイルス感染症のクラスター対策について

平川教育長：続きまして、報告・協議5、県立中学校・高等学校における新型コロナウイルス感染症のクラスター対策について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長：それでは、報告・協議5によりまして、県立中学校・高等学校における新型コロナウイルス感染症のクラスター対策について御説明いたします。

先般、知事が会見をいたしましたとおり、本県におきまして、先週末、過去最多となる新型コロナウイルス感染が確認をされるなど、深刻な感染状況にあることを踏まえまして、学校におけるクラスター発生を未然に防止するための対策を実施することとし、5月11日付で各県立中学校・高等学校に通知をいたしました。

対策期間は、5月11日から本県の新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策期間とな

っております6月1日までということでございます。

具体的な対策といたしまして4点ございます。

1点目はオンライン授業の実施についてでございます。

この期間、ちょうど5月17日の週は、多くの高等学校におきまして中間試験を実施しております。この期間は午前中で試験が終わりますし、部活動も実施をされていないということがございますので、比較的风险も少ないということで、この期間を除いて対策期間中、原則オンライン授業ができるよう各学校において体制を整えていきたいと考えております。また、全教育職員がオンライン授業に対応できるよう取組を進めていきたいと考えております。

2点目は部活動の制限についてでございます。

他校との練習試合及び合同練習は行わないということで、必要最小限の活動にとどめることにしております。

3点目は寄宿舎の生徒の帰省の制限ということでございます。

できるだけ人流を減らすということで、寄宿舎から自宅への帰省は、原則として行わないということとしております。

ただし、帰省したい生徒につきましては、帰省をしたら今度は寮に戻ってこずに自宅でオンライン授業を受講していただくということで考えております。

4点目は教職員及び外部指導者、部活動等の外部指導者でございますけれども、PCR検査受検の強化を図っていくと。

この4点について各学校へ通知しております。

オンライン授業の実施につきましては、各学校によって生徒の状況あるいは学校の状況が異なるところもございます。各学校で今、準備ということで検討しておりますけれども、県の教育委員会としても各学校の状況把握をいたしまして、17日の週、これが終わったぐらいを見据えましてオンライン授業をしていけるような体制を整備していきたいと考えております。

こうした対策を講じまして、子供たちの学びを止めることなく、感染症対策の徹底に取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： このところ連日のように県立学校生徒、職員の感染の事例が出ていますので、これまでとは違う変異株が増えてきている中で対策というのを工夫していかなくてはいけない状況だろうと思います。

それでオンラインも状況に応じてやらなくてはいけないということだと思っておりますが、実際いろいろ準備とか、御苦労があるだろうと思います。

それで急にやれと言われてもなかなか完全にはできないという事情もあるだろうと思いますが、これは教員の方も忙しい中で難しい面もあるとは思いますが、災害等の発生も考えればやはりいつでもできるという準備、心構えを設備的なものも含めて常日頃から用意しておくということが必要だろうと思いますので、今回ということだけではなくて、災害等も含めれば是非そういうつもりで準備を怠りなくやっていただきたいなと思います。

それからもう1点ですが、対策の中で部活動の制限とあるのですが、この感染が広がっている中で何が大切なのかということで言えば、やはり校内で感染が広まらない、広めないということだと思っております。そういう中で、授業は原則オンラインでしていきましょうという中で、部活動は他校との練習試合や合同練習は行わない、必要最小限の活動ということなのですが、個人的に思えばどうしても仕方がない授業については全員マスクをして行うということが徹底できればリスクはかなり下げられるのではないのかなと思っております。企業の活動の中でも100%テレワークはできないわけで、どうしても実際に出社したり商談したりという必要がある中で、いかに感染リスクを下げるかということは努力してしておりますけれども、マスクを外して会話をしたり、食事や休憩、たばこ等々のときにもマスクは外すことはあっても絶対喋っては駄目といったようなことを完璧にできるようにやっているのですけれども、そういう意味から言うと授業に出るということよりも部活動の方が少し心配な気がするのです。マスクしたままできない部活動はあると思いますので、対外試合でなければいいということなのかどうかというところは、生徒の活動を止めるというのはすごく残念なことではありますけれども、感染対策を徹底してやっていこうということであれば部活動は、むしろ登校して授業を

一部やるということよりも少し心配な気がします。これは意見です。

杉本学校経営戦略推進課長：ありがとうございます。まずオンライン授業の関係につきましては、いろいろな学校の事情等もあるので、それを把握しながら対応していきたいと考えております。

それから部活動につきましては、この5月というのはちょうどインターハイの予選の時期に当たるということもあって、特に直接大会に関係する生徒についてはなかなか部活動を休止するというのもできていないといったこともありましたし、何とかその大会には、全国的にもそういった動きで大会には参加できるようにということがありますので、優先順位をつけながら各学校で取り組むということ。

それから同じ体育館内での感染というのが非常に心配だという声もありますので、複数の部が重ならないようにとか、学校に応じて工夫をしながら取り組んでいただくということで何とかクラスター対策を進めていきたいと思っております。

中村委員：そうですね。1点目のところは、これは仮に収まっても是非今後のことを考えればいろいろな準備を続けていっていただきたいというお願いです。

2点目の方は、なかなか判断が難しいところがあるかと思えますけれども、大事なものと優先順位を見極めて是非やっていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

細川委員：御説明ありがとうございました。

課長の御説明で少し分からないところがあったのですが、対策（1）のオンライン授業の実施というのは、県立の全生徒を対象とお考えなのか、若しくは先ほどおっしゃいましたけれども、学校で感染対策の対応ができるところは教育委員会でしっかり把握した上で一部登校を認めて授業をするのか。若しくはオンライン授業を先生がやられている傍らで、教室でその授業を聞くことができたりするのか。そういう柔軟な対応もお考えなのかどうか教えていただきたいと思えます。

杉本学校経営戦略推進課長：昨年度のこの時期は学校が全部休業しておりましたので、その後の影響というのは非常に大きいものがありまして、今回同じように学校を閉じるということは考えてはおりません。

一方で、これだけ感染が広がっておりますので、対策は取っていかないといけないということで、全員が自宅で受けるということではなく、学校の実情に応じてどういう形がいいか、自宅で受ける生徒と、それから学校へ出てくる生徒というのを分けていくかというところで今、学校の方で検討している中身も収集していくと同時に、県の教育委員会からも職員が各学校を回りまして、どういう対策がいいかということと一緒に考えていこうと考えております。

菅田委員：御存じだと思っておりますけれども、福山でもクラブ活動ではなくてクラブチームで感染が拡大したという事例もあります。これは教育委員会の管掌ではないかもしれませんが、いろいろなクラブチームに加盟している生徒や各クラブチームの運営団体にも注意喚起していただく方がいいのかなと思えます。

杉本学校経営戦略推進課長：ありがとうございます。どういった形でできるかというのはありますけれども、御指摘を踏まえまして検討したいと思えます。

平川教育長：ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長：以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:10)

#### 【非公開審議】

報告・協議3 広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書を踏まえた再発防止策等について

広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書を踏まえた再発防止策等について協議した。

(14:58)